

1.サービス名	輸入信用状開設リピートサービス
2.取扱時間	午前9時から午後3時まで
3.取扱店舗	外為A店舗
4.対象者	反復して輸入信用状の開設を行っている法人または個人のお客様
5.サービス内容	<p>仕組み 特定の受益者宛輸入信用状開設を反復しておこなうお客様が『輸入信用状開設依頼書』に記載する開設内容を事前に当行で出力印字を行い、お客様へ差し上げるサービスです。 お客様にとって次の利点があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載する手間を省くことができます。 ・誤記載やスペルミスを未然に防止することができます。 ・迅速かつ円滑な輸入信用状の開設手続きを行うことができます。 <p>対象のお取り扱い</p> <p>開設金額、船積期限、有効期限、商品名以外の輸入信用状開設内容が同一で反復して取組まれる輸入信用状開設のお取り扱い</p> <p>対象外のお取り扱い</p> <p>信用状開設後、信用状の内容に変更が発生した輸入信用状の開設（但し、開設金額、船積・有効期限を除きます。）</p>
6.手続き	<p>お申込み 初回のお申込み時に『輸入信用状開設リピートサービス申込書』をご提出ください。</p> <p>*受付の際交付いたします『輸入信用状開設リピートサービス』取扱規定の内容をご確認のうえ、お申込みください。</p>
7.手数料	<p>リピートサービスの印字出力に係る手数料は無料です。</p> <p>*輸入信用状開設に係る保証料及び電信料等につきましては、当行所定の手数料をいただきます。 *リピートサービスをご利用になりますと電信料を500円割引いたします。</p>
8.重要事項・リスク等の説明	<p>お申込み</p> <p>リピートサービスは輸入信用状開設依頼書への出力印字を行うサービスで、輸入信用状の開設を受付するものではありません。したがって、開設にあたっては別途所定の手続きが必要です。</p> <p>印字確認</p> <p>出力印字内容につきましては、お客様の責任において十分ご確認ください。なお、本サービスのご利用により損害が生じた場合には当行は責任を負いません。</p> <p>印字訂正</p> <p>出力印字の訂正はできません。訂正を要する場合にはお客様ご自身で別途『輸入信用状開設依頼書』を作成のうえ、ご提出ください。</p> <p>内容変更</p> <p>当行が交付しました依頼書に変更が生じた場合にはお取引店舗にご返却いただくかまたはお客様の責任で処分してください。</p> <p>交付方法</p> <p>出力印字済の依頼書は店頭または郵送のいずれかの方法で交付します。</p>